北名古屋市監査公表第１９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和８年１０月７日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進

北名古屋市監査委員　つ る た り え

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間

小学校５校（師勝小学校、師勝南小学校、師勝北小学校、師勝東小学校、師勝西小学校）及び中学校３校（師勝中学校、訓原中学校、熊野中学校）

対象期間　令和８年４月１日から令和８年８月２６日までの所管事務

実施期間　令和８年８月５日から令和８年８月２６日まで

２　監査の概要

北名古屋市内小中学校のうち半数の８校を当該監査対象とし、学校運営に係るもののうちタブレット端末について、所管している学校教育課及び学校関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係者から説明を聴取して、適正に管理が行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

３　監査の結果等

監査を実施した結果、各小中学校のタブレット端末の管理状況については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。監査対象小中学校の概要及び監査の結果については、次のとおりである。

⑴　監査対象校の概要（児童生徒数は、夏季休業期間中の増減見込を含む）

ア　小学校

(ｱ)　師勝小学校

児童数 672 名、クラス数 25、タブレット端末 742 台

(ｲ)　師勝南小学校
児童数 602 名、クラス数 24、タブレット端末 673 台
(ｳ)　師勝北小学校
児童数 458 名、クラス数 19、タブレット端末 517 台
(ｴ)　師勝東小学校
児童数 415 名、クラス数 18、タブレット端末 474 台
(ｵ)　師勝西小学校
児童数 606 名、クラス数 25、タブレット端末 680 台

イ　中学校
(ｱ)　師勝中学校
生徒数 597 名、クラス数 21、タブレット端末 671 台
(ｲ)　訓原中学校
生徒数 340 名、クラス数 12、タブレット端末 399 台
(ｳ)　熊野中学校
生徒数 380 名、クラス数 13、タブレット端末 443 台

⑵　監査の結果

【指摘事項】

端末等の管理運用について

管理台帳や端末持ち出し等にあたり使用する様式を学校教育課が各学校に示しているが、一部の学校において示した様式を使用していなかった。様式の使用について各学校に対し指示徹底を図られたい。

【意見】

ア　児童生徒が使用するタブレット端末や周辺機器類に故障が発生した場合は、故障発生から対応完了までを記録し、複数の教職員が容易に状況を把握できる形で管理することが必要である。遺漏等なく、適時に確実な対応がされるよう、学校教育課において管理運用や様式等について検討し、各学校に示されたい。

イ　児童生徒が使用するタブレット端末や周辺機器類に紛失等があった場合、原則として保護者へ弁償を求める運用となっている。事務手続きの中で現金及び物品の授受が生じることから、明確な事務運用となるよう整理されたい。